

課税売上割合・控除対象仕入額等の計算表（付表2）のチェックポイント

第4-(10)号様式

付表2-3

課税売上割合・控除対象仕入額等の計算表

「課税売上割合・控除対象仕入額等の計算表」であるか否かは、こちらの記載をご確認ください。

確定申告の方法等により、付表2-3のほか、付表2-1や付表2-2の場合があります。こちらに「付表2-」と記載されているか、ご確認ください。

合計欄の金額を報告書別紙Bまたは報告書別紙Cの「課税資産の譲渡等の対価の額（E）」欄へ転記してください。

課税期間	税率 6.21 % 適用分税率 7.8 % 適用分		合計
	A	B	
抜き) ①			
額 ②			
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額 ③			
課税資産の譲渡等の対価の額 (① + ② + ③) ④			
課税資産の譲渡等の対価の額 (④の金額) ⑤			
非課税売上額 ⑥			
資産の譲渡等の対価の額 (⑤ + ⑥) ⑦			
課税売上割合 (④ / ⑦) ⑧			
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)			
課税仕入れに係る消費税額			
特定課税仕入れに係る支払対価の額 ⑩			
特定課税仕入れに係る消費税額 ⑫			
課税貨物に係る消費税額 ⑬			
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額 ⑭			
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬+⑭) ⑮			
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額) ⑯			
⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの ⑰			
⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの ⑱			
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 [(⑰)+(⑱×④/⑦)] ⑲			
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑱×④/⑦) ⑳			
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額 ㉑			
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額 ㉒			
居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額 ㉓			
控除対象仕入税額 ㉔			
差 [(⑯、⑲又は⑳の金額) ± ㉔ ± ㉒ + ㉓] がプラスの時 ㉕			
控除過大調整税額 [(⑯、⑲又は⑳の金額) ± ㉔ ± ㉒ + ㉓] がマイナスの時 ㉖			
貸倒回収に係る消費税額 ㉗			

合計欄の金額を報告書別紙Bまたは報告書別紙Cの「資産の譲渡等の対価の額（F）」欄へ転記してください。

この欄を電卓等で計算し、「確定申告時に課税売上割合 (④/⑦) の端数を切り捨てているかどうか」を確認してください。
 ※端数を切り捨てたかどうかわかっている場合は、必要ありません。
 端数を切り捨てている場合は、その課税売上割合を報告書別紙BまたはCに記載してください。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 ⑯及び⑱欄には、値引き、割引し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。